

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成20年2月28日(2008.2.28)

【公開番号】特開2006-202791(P2006-202791A)

【公開日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2006-030

【出願番号】特願2005-9728(P2005-9728)

【国際特許分類】

H 01 L	23/00	(2006.01)
A 61 B	6/03	(2006.01)
G 01 T	1/20	(2006.01)
G 01 T	7/00	(2006.01)
H 01 L	23/29	(2006.01)
H 01 L	23/31	(2006.01)

【F I】

H 01 L	23/00	C
A 61 B	6/03	3 2 0 S
A 61 B	6/03	3 2 0 W
G 01 T	1/20	G
G 01 T	7/00	A
H 01 L	23/30	Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月15日(2008.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、前記基板上に搭載されたICチップと、前記ICチップの外周を封止する樹脂と、前記ICチップからの配線を外部に導きだすための導線と、からなるICパッケージにおいて、

前記基板に放射線遮蔽部が備えられたことを特徴とするICパッケージ。

【請求項2】

前記導線に接続されたボールグリッドアレイを前記基板の表面に備えた請求項1に記載のICパッケージ。

【請求項3】

前記基板自体が放射線遮蔽材料からなることを特徴とする請求項1または2に記載のICパッケージ。

【請求項4】

前記樹脂に放射線遮蔽部が備えられたことを特徴とする請求項1乃至3に記載のICパッケージ。

【請求項5】

X線CT装置のX線検出器に搭載されるX線計測回路用ICへ請求項1乃至4のいずれかに記載のICパッケージを用いたことを特徴とするX線CT装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 8

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

本発明によれば、基板と、前記基板上に搭載されたICチップと、前記ICチップの外周を封止する樹脂と、前記ICチップからの配線を外部に導きだすための導線と、からなるICパッケージにおいて、前記基板に放射線遮蔽部が備えられたものを提供する。

また、前記ICパッケージは、前記導線に接続されたボールグリッドアレイを前記基板の表面に備えたことを特徴とする。

また、前記ICパッケージは、前記基板自体が放射線遮蔽材料からなることを特徴とする。

また、前記ICパッケージは、前記樹脂に放射線遮蔽部が備えられたことを特徴とする。

さらに、X線CT装置のX線検出器に搭載されるX線計測回路用ICへ上記ICパッケージを用いたことを特徴とするX線CT装置を提供する。